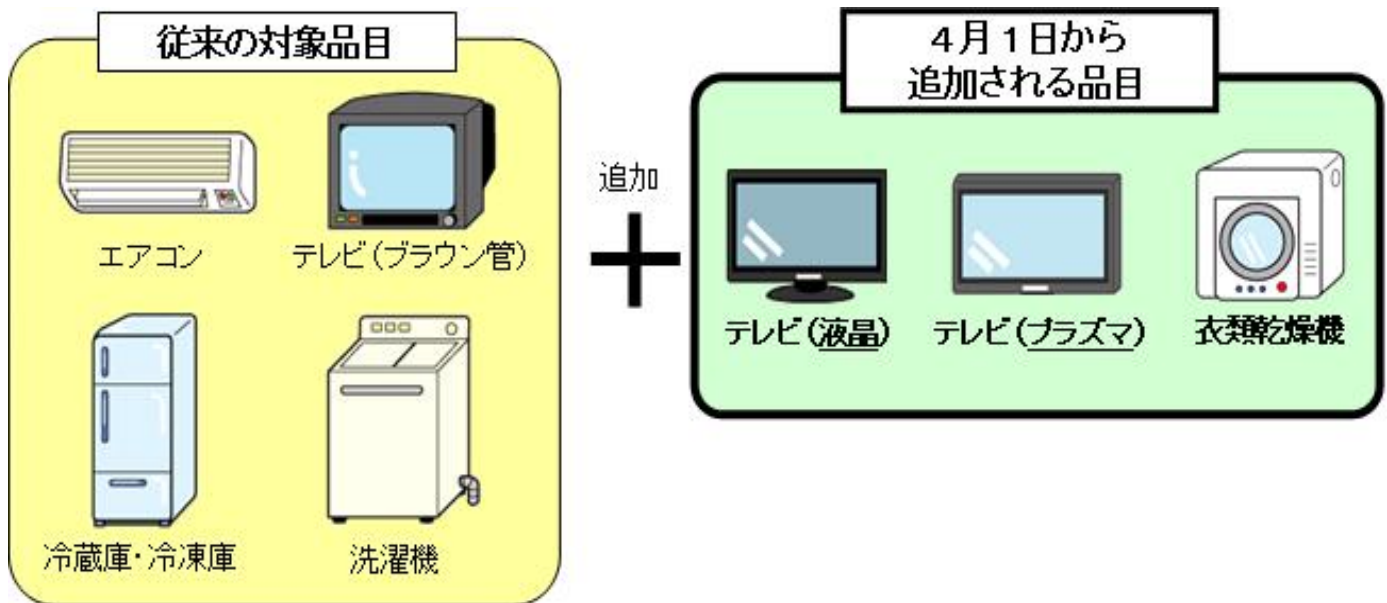


平成21年4月1日から「家電リサイクル法」が改正されました。

家電リサイクル法が改正され、対象となる家電製品に「液晶テレビ」、「プラズマテレビ」、「衣類乾燥機」が、平成21年4月1日より新たに追加されることになりました。



これらの製品の処分の方法は以下のとおりです。

1. 以前に購入したお店や新しく購入したお店に引き取りを依頼する。
2. 郵便局でリサイクル券を購入し、対象家電製品に張り付けご自分で指定引取場所まで運搬する。
3. **指定引取場所**(平成21年10月1日より、全ての指定引取場所において、全メーカーの廃家電の引取が可能となりました。)

《指定引取業者名》	
富岳通運(株)都留支店 都留市小形山沖大原 2-2 0554-43-8611	(株)総合リサイクルセンター黒田 富士吉田市大明見 2424 0555-22-2586

リサイクル料金(税込)

※(料金は主なメーカーの例です。)

エアコン	テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ式)		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機
	15型以下	16型以上	170リットル以下	171リットル以上	
2,625 円	1,785 円	2,835 円	3,780 円	4,830 円	2,520 円

※ 1と2はリサイクル料金の他に運搬料が必要になります。

4月1日以降は従来の家電(ブラウン管式テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫)に加え、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機も町の粗大ゴミで回収できませんのでご了承ください。